

神奈川。 午三月より凡十五ヶ月の後より 西洋起元千八百五十九年七月四日

長崎。 同斷 同斷

新潟。 同斷凡二十ヶ月の後より 千八百六十年一月一日

兵庫。 同斷凡五十六ヶ月の後より 千八百六十三年一月一日

若新潟港を開き難き事あらば其代りとして同所前後に於て一港を別に撰ぶべし、

神奈川港を開く後六ヶ月にして下田港は鎖すべし、此箇條の内に載たる各地は、亞墨利加人に居留を許すべし、○中略

第七條

日本開港の場所におゐて、亞墨利加人遊歩の規定左の如し、

神奈川 六郷川筋を限とし、其他は各方へ凡十里、

箱館 各方へ凡十里

兵庫 京都を距る事十里の地へは、亞墨利加人立入ざる筈に付、其方角を各方へ十里、且兵庫に來る船々の乗組人は猪名川より海灣迄の川筋を越べからず、

都て里數は、各港の奉行所、又は御用所より陸路の程度なり、一里は亞墨利加の四千二百五

町四十八間一尺、
貳寸五分に當ル、

長崎 其周圍にある御料所を限とす

新潟は治定の上、境界を定むべし、○中略

本條約は、○中略 此取極のため、安政五年午六月十九日、即千八百五十八年、亞墨利加合衆國獨立の八十三年七月廿九日、 江戸府において前に載たる兩國の役人等名を記し、調印するもの也、

井上信濃守 花押

岩瀬肥後守 同